

普通の人々にとっての戦時治安法制

1 昨年、全国各地で安保法制に反対して、集会・デモなどに多くの市民が集まった。「今、物を言わなければとりかえしのつかないことになる」という危機感がこれらの人々の思いだった。著者も同じ危機感を共有している。著者は、現在が戦時体制を支えた柱の一つであった治安維持法が拡大された昭和3年と似た状況にあり、私たちが「ルビコン川」の岸边に立っているという。昭和3年とちがひ、私たちには「ルビコン川」を渡らないという選択が可能だという問題意識から、戦前と現在の動きを丹念に比較検証している。その結果、戦前の治安法制がどのように作られ、どう運用されたか、それが戦後、日本国憲法によってどう変革されたか（されなかったかも）、今また、それがどう改変されようとしているのかを追うことによって、この国がどこに向かっているのかを鮮明に描き出している。

2 第1部では、戦時治安刑法が戦時体制自体を保護法益とすること、それを危険におとしめる行為自体が処罰の対象となるということが取り上げられる。平時には、高く評価される普段の何気ない行動が、戦時には、犯罪とされる。普通の人々の普通の生活が取締りの対象となっていく。治安維持法は、処罰の範囲を無政府主義者・共産主義者から自由主義者、果ては宗教者にまで拡大された。ハンセン病患者を国家は非国民とし、人間としての権利と尊厳を剥奪し、残酷に扱った。これらの悪法と闘うために日本国憲法が与えたのが、違憲立法審査権であった。しかし、司法消極主義の下で裁判所はこの役割を果たそうとしていない。現在、「自己決定・自己責任論」によって弱者と強者が作り上げられている。弱者が異端視され排除されようとしている。体感治安の悪化が宣伝されることにより、戦前の治安維持法でも踏み込まなかった刑期満了後の保護観察制度が導入されようとしている。今、進行中の事態の意味が

リアルに浮かび上がってくる。

第2部では、裁判所と刑事司法に焦点があてられている。戦時へと向かう過程で上訴が制限され三審制は解体され、弁護士は国により指定される。思想犯に対する厳罰化が進む。旅行先での見聞が処罰される。戦争へと向かう中で治安法制が整備され、どう運用され、戦後日本でそれがどう変わったのかが語られる。戦時下に入る以前に人為的にもたらされた弁護士の影響力を削ぐための弁護士増により、弁護士活動の前提としての経済的基盤と社会的基盤が失われていったことと、司法改革によって生みだされた現状との相似性が指摘される。司法制度改革が「司法の反動化」と「司法行政の官僚的統制」に歯止めをかけるのではなく、冤罪を生み出す刑事司法制度の構造的問題にも手が付

けられていないどころか、捜査機関による人権蹂躪が発生するのは捜査機関に捜査に必要な武器が与えられていないからだという「焼け太り」の論理の横行に、弁護士会が適切、有効に対抗し得ているのかという指摘は厳しい。

3 ハンセン病患者に対する戦前、戦後の国の施策の残酷さは、とりわけ心に残った。日本国憲法

の制定によって変革を目指した筈の戦前の体制がよみがえってきている。検察優位の刑事訴訟法など戦前と戦後が憲法の制定によっても、変わらない狙いによって買われていることを教えられた。戦前のこの国で何が起り、普通の人々がどのような影響を被ったか、私たちがどこへ行こうとしているのか、その意味を知るためにもこの本は今、広く読まれるべきだと思う。「闘う術が一切奪われるということも戦時下の特徴である。闘う武器があるあいだに食い止めなければならない。『ルビコン川』を渡ってからでは遅い。渡る前に食い止めなければならない。闘うために必要な武器は日本国憲法が用意してくれている。」という著者の呼びかけに共感する。

【弁護士 中谷雄二】

R E V I E W

『戦争と刑法 ——戦時治安法制の つくり方』



内田博文=著

みすず書房 / 2015年12月 / 四六判 / 本体4600円+税